

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、その翌日)

◇ 告 示

目 次

- 土地改良事業計画の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可
- 公共測量を実施する旨の通知
- 土地の用途廃止

◇ 正 誤

定例教育委員会の招集
昭和四十七年九月鳥取県告示第六百四十六号中訂正

告 示

鳥取県告示第七百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十七年五月八日付で西伯郡大山町中高二〇〇番地五前田見二郎ほか四十八人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（大山地区ほ場整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（大山地区ほ場整備）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十月七日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

大山町役場
淀江町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十一号

昭和四十七年八月三十一日付で船岡町長から申請のあつた土地改良（四谷地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

船岡町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十二号

昭和四十七年八月二十九日付で佐治村長から申請のあつた土地改良（加瀬木地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十三号

日吉津村長から申請のあつた村営土地改良（日吉津地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年九月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百四十四号

関金町長から申請のあつた町営土地改良(陽西地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年九月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百四十五号

八東町長から申請のあつた町営土地改良(新興寺地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年九月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百四十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、日本国有鉄道から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類

航空写真測量

二 作業期間

昭和四十七年十月十一日から昭和四十八年一月三十一日まで

三 作業地域

江府町武庫、溝口町福岡、日野町榎市、小河内、布瀬谷、貝原、金持、門谷、上菅、黒坂、久住、小原、高尾、下榎、下黒坂、下菅、津地、中菅、畑、追原、濁谷、根雨、野田、舟場、福長、井原、久谷、別所、本郷、三谷、三土及び安原並びに日南町霞、上三栄、河上、上萩上、神福、神戸ノ上、長砂、東ノ原、上石見、佐木谷、生山、下石見、下阿毘縁、菅沢、宝谷、茶屋、中石見、新屋、萩原、花口、福寿実、福塚、丸山、三吉、矢戸及び湯河

鳥取県告示第七百四十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年十月六日から用途廃止した。

昭和四十七年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
東伯郡大栄町大字六尾字千目野一五六一ノ二三番地先から同町大字六尾字千目野一五六一ノ三〇番地先まで		六〇九・二六	道路敷

鳥取県告示第七百四十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年十月六日から用途廃止した。

昭和四十七年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面積) (平方メートル)	用途
	鳥取市湖山町字土器免九七八番地先	五〇・三三	道路敷
	鳥取市湖山町字土器免九七七番地先	四八・六七	道路敷

鳥取県告示第七百四十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年十月六日から用途廃止した。

昭和四十七年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面積) (平方メートル)	用途
	鳥取市滝山字下土居三六六番一地先から同市滝山字下土居三六三番地先まで	五三・一六	道路敷

鳥取県告示第七百五十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年十月六日から用途廃止した。

昭和四十七年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面積) (平方メートル)	用途
	境港市外江町字長寝二〇七七番七地先	七一・一四	道路敷

鳥取県告示第七百五十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年十月六日から用途廃止した。

昭和四十七年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面積) (平方メートル)	用途
	八頭郡若桜町大字若桜字下町四六二ノ二番地先から同町大字若桜字下町四五九ノ六番地先まで	三四・二〇	水路敷

鳥取県告示第七百五十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年十月六日から用途廃止した。

昭和四十七年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面積) (平方メートル)	用途
	鳥取市松並町二丁目四三ノ三番地先から同市松並町二丁目四五二ノ一番地先まで	一三〇・六〇	水路敷

鳥取県告示第七百五十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年十月六日から用途廃止した。

昭和四十七年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
米子市上福原字西孫兵衛池一三二〇番一〇地先から同市上福原字西孫兵衛池一三二〇番一〇地先まで		七〇・七四	道路敷

鳥取県告示第七百五十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年十月六日から用途廃止した。

昭和四十七年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
西伯郡西伯町大字福成字谷川一三二六ノ一番地先から同町大字福成字谷川一三二七ノ一番地先まで		四四・七六	道路敷
西伯郡西伯町大字福成字谷川一三二八ノ三番地先から同町大字福成字谷川一三三一ノ二番地先まで		四五・二八	道路敷
西伯郡西伯町大字福成字三斗一四七四ノ五番地先		三・九一	道路敷
西伯郡西伯町大字福成字三斗一四七四ノ四番地先から同町大字福成字三斗一四七四ノ一番地先まで		二五・二六	水路敷
西伯郡西伯町大字福成字三斗一四七四ノ九番地先から同町大字福成字三斗一四七四ノ五番地先まで		二九・七二	水路敷

鳥取県告示第七百五十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年十月六日から用途廃止した。

昭和四十七年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
鳥取市覚寺字堤下ノ巷五九番一地先から同市覚寺字堤下ノ巷五三番地先まで		七九・一三	水路敷
鳥取市覚寺字下隈ノ内二五番二地先		六・八九	水路敷

鳥取県告示第七百五十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年十月六日から用途廃止した。

昭和四十七年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
八頭郡郡家町大字下門尾字前田上分二九番四地先		四・六八	水路敷
八頭郡郡家町大字下門尾字前田上分二九番四地先		五六・七二	道路敷

鳥取県告示第七百五十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年十月六日から用途廃止した。

昭和四十七年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	東伯郡三朝町大字山田字石湯二一番三地先 東伯郡三朝町大字山田字石湯一四番一地先	面 積 (平方メートル)	用途
		一八・四七 七・九四	水路敷 水路敷

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十五号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十七年十月六日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

- 一 日時 昭和四十七年十月九日 午後三時
- 二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題 (1) 市町村教育委員会教育長の承認について
(2) その他

正 誤

昭和四十七年九月鳥取県告示第六百四十六号(解除予定の保安林にする

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

旨の通知について) 中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

三 下 二 勝田頭東平 勝田川頭東平